

## 衛 生

昭和33年3月末現在の県内医療施設は、病院 192 診療所 2 096 である。これらの施設には、7 890 名の医師看護婦、薬剤師等がいて、県民の診療に当たっている。又県内に17の保健所が設置されて、公衆衛生の向上、増進を図るための指導、取締を行つている。

昭和23年予防接種法が施行されて以来、腸チブス、パラチフス、ヂフテリヤ等の法定伝染病は定期的に強制接種を行うため、「赤痢」を始め多くの患者が発生してはいるが、死亡率は年々低下して来ている。

又届出伝染病をみると、最も患者の多いのは「結核性疾患」である。日本の亡国病とまでいわれたこの病気も、患者が年々減少の方向にあることは喜ばしいことで、死亡率に至つては、昭和20年の人口1万人に対し、22.0人あつたのが昭和32年には4.2人にまで下つた。これは健康診断による患者の早期発見、予防接種、新薬の発見、医療技術の発達、医療費の公費負担によつて減少したためである。このように、結核による死亡者は年々減少していくが逆に増加する傾向にあるものに、悪性新生物（ガンの類）と中枢神経系血管損傷（脳卒中の類）であつて、全死亡者中占める割合をみると、前者が11.1%、後者が19.6%と高率を示していることは注目されることである。

赤痢とヂフテリヤの患者発生数

